

健長第 2253 号

令和 4 年 8 月 29 日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部

本部長 山梨県知事 長崎 幸太郎

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
臨時特別協力要請について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、令和 4 年 8 月 10 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間、臨時特別協力要請を行っていましたが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9 月 30 日まで要請期間を延長することとし、別紙のとおり改訂しましたのでお知らせします。

なお、県民の皆様へ基本的な感染防止対策等をお願いしている通常のコラボレーション要請についても 11 月 30 日まで期間延長することとしましたので、併せてお知らせします。

つきましては、貴施設の職員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

e-mail: chouju@pref. yamanashi. lg. jp

・介護サービス振興担当 TEL : 055(223)1455

・介護基盤整備担当 TEL : 055(223)1451

医療提供体制を堅持するための臨時特別協力要請について

県内において、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

必要とする人に必要な医療を届け、県民の皆様の命を守るためには、コロナ感染者については、高齢者や基礎疾患を有する方等（以下「重症化リスクの高い方」）に医療資源を集中することにより、通常医療を確保することが必要です。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年9月30日まで、次のとおり臨時特別協力要請を発出しますので、御協力をお願いします。

令和4年8月10日

（令和4年8月29日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

重症化リスクの高い方は早期に受診していただく一方で、重症化リスクの低い方は、真に救急医療が必要な方への影響を避けるため、夜間休日の診療や救急外来・救急車等の利用を避けていただくよう御協力をお願いします。

（1）コロナに対する「あらかじめの備え」

① ワクチン接種

- ・感染による重症化などを防ぐため、速やかな接種を推奨します。

② 市販薬や食料等の備蓄

- ・感染した場合に備え、あらかじめ、市販の解熱剤や咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び最低3日分程度の食料をご自宅に準備しておいてください。

③ 事前検査

- ・発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる県内在住の方は、県が行う無料検査事業を活用してください。

（2）症状に応じた「適切な手段の選択」

① 医療機関への受診

- ・38度程度の発熱や咳、喉の痛みといった軽症の方で重症化リスクのない方は、平日、日中に医療機関での相談、受診をお願いします。

- ・症状が重い場合や重症化リスクの高い方などは、平日、日中に限らず、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ相談、受診をしてください。

② 夜間や休日の対応

- ・夜間や休日は、軽症の方の救急外来受診によって、真に救急医療が必要な方や、重症化リスクの高い方の診療が困難になるため、検査や薬のための医療機関の受診を行わず、まずは24時間対応の「受診・相談センター」に相談してください。
- ・あらかじめかかりつけ医などから受診について指示がある場合には、その指示に従ってください。

「山梨県新型コロナウイルス感染症 受診・相談センター」

○甲府市の方：055-237-8952 ○甲府市以外の方：055-223-8896

③ 救急外来及び救急車の適切な利用

- ・顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などの症状がある場合は、ためらわずに救急車を呼んでください。
- ・それ以外の症状で、救急外来及び救急車の利用の判断に迷う場合は、119番通報をする前に「受診・相談センター」に御相談ください。
- ・発熱や咳などの症状のみで救急車を利用することはお控えください。

2 事業者の皆様へ

(1) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等におけるクラスターの防止

- ① 高齢者施設・障害者施設においては、利用者を対象とした巡回接種チームの活用や、職員を対象とした職域接種の活用などにより、4回目ワクチン接種を促進してください。
- ② 県が新設した助成制度を活用し、エアロゾル感染対策のための効果的な換気対策に必要な機器を早期に導入してください。
- ③ 施設職員等から感染が広がる事例も確認されていることから、引き続き、ワクチンを3回以上接種済みの場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施するとともに、施設職員等の健康管理の徹底をお願いします。

(2) 医療負担軽減への協力

感染者・濃厚接触者になった従業員等に対し、休暇取得や勤務再開に当たって証明書（医療機関・保健所等による退院、宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査、抗原定性検査などによる陰性証明等）の提出を求めないでください。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を力強く確かなものとするため、引き続き感染防止対策を講じていく必要があります。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年11月30日までの間、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和4年5月27日（令和4年6月1日適用）
（令和4年8月29日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 全ての山梨県民の皆様へ

（1）ワクチン接種

- ① ご自身を守るため、また周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。
- ② 2回目のワクチン接種後5ヶ月を経過した方は、できる限り3回目の接種を受けていただくよう、また4回目の接種対象となる方については、早期の接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。
- ③ 事業者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

- ④ 学校関係者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の中高生の保護者に対し、ワクチン接種の必要性を説明し、保護者の理解を得た上で接種を受けていただくよう、また大学等においては、学生等に対して早期に接種を受けていただくよう勧奨してください。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない生徒に対して、差別やいじめなどが起きることのないよう配慮をお願いします。

(2) 日常生活における感染防止対策

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、不織布マスクの着用（別紙1参照）、手洗いや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。
- ② 「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう）を回避するとともに、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を控えてください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、平日の日中にかかりつけ医や医療機関を受診してください。

(3) 会食における感染防止対策

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。

2 事業者の皆様へ

(1) 事業所等における基本的な感染防止対策

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙2に掲げる施設の管理者は、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ③ 各施設、事業所等においては、別紙3に示す適切な感染防止対策に加え、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。

(2) 人の集まりを減らす取り組みや効果的な換気の徹底

- ① 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施してください。
- ② 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させるなど「広げない」ための対策をしてください。
- ③ 換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を実施してください。

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf



(3) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染防止対策

- ① 入所者等利用者が、発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、他の入所者等と接触を避け、できる限り早く医療機関を受診するようにしてください。また、通所において施設を利用する者については、家庭での健康観察において同様に少しでも体調が悪い場合には、利用を控え、医療機関を受診するよう家族等への周知を徹底してください。
- ② 施設職員等について、ワクチンを3回以上接種済みの場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施してください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関を受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ④ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

(4) イベント等の開催における感染防止対策

- ① イベント等の開催については、県が別途示した目安(※)のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント等の開催については個別協議とする。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



- ② イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



3 学校関係者の皆様へ

学校教育活動等については、基本的な感染防止対策に加え、特にエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行った上で実施するとともに、特に部活動等については、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、県が別途示すガイドライン等に沿って実施してください。運動時におけるマスクの着用は生徒の健康を最優先にし、県が別途部活動ごとに示す運動時における感染防止対策例等

を参考にしながら、必要最小限となるよう状況に応じて工夫してください。

- ② 大学等における部活動や課外活動を行うに当たっては、従来からの感染防止対策に加え、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを実施してください。

4 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めてください。

別紙1 マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

マスク着用については、次の考え方に基づき、取り扱いをお願いします。
 なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

○ マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話を行う	着用を推奨する （十分な換気など 感染防止対策を講 じている場合は外 すことも可）	着用の必要は ない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとん ど行わない	着用の必要はな い	着用の必要は ない（事例①）	着用を推奨する （事例③）	着用の必要は ない（事例②）

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
 ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
 ※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①
 ・ランニングなど離れて行う運動
 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
 事例②
 ・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合
 事例③
 ・通勤電車の中

○ 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・ 2歳未満（乳幼児）は、マスク着用の推奨は行わない。
- ・ 2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。

別紙2 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙3 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 <small>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避した施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの方向の窓や扉を開けるなど、新鮮な空気を取り込むための換気
	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち位置の表示などによる列の間隔の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議やWeb会議などの活用
飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、効果的な換気の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が触る箇所など、施設内の定期的な消毒
	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の切り替わり時（休憩室、更衣室、喫煙室等）に感染リスクが高まることへの注意喚起
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の実施